

**天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境
との調和に関する条例の手引き**

【はじめに】

本市においては、2023年3月に改訂した第2次天草市環境基本計画により再生可能エネルギーの導入推進の取り組みを進めています。

天草市内において再生可能エネルギー発電事業は増加しておりますが、一部、事業区域内の管理不足による近隣の環境への影響が発生したり、事業者から隣接する住民への説明不足により、不安を抱えて市へ相談される事例など行政への相談件数についても増加しつつあります。

住民トラブルを未然に防止するには、事業者と市民がコミュニケーションをとり十分な関係構築を行うなど、再生可能エネルギー発電事業と地域を取り巻く環境との調和を図ることが必要であり、市の関与も求められます。

これまで、市は、再生可能エネルギー発電事業においては、森林法や天草市災害防止条例等の関係法令に基づき各担当部署が関与しておりましたが、事業者からの事業の計画に関する届出を義務づけ、市の相談窓口の一本化や緊急時等の連絡体制の整備を図るとともに事業者と市民とがコミュニケーションを取ることができる仕組みづくりを行う必要があると考えられます。

そのため、再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例を制定し、事業者と市民が十分な関係構築を行えるよう地域住民等への説明や市への届出を義務付けることとします。

目 次

1	条例の目的.....	1
2	用語解説	1
3	条例の適用範囲	2
4	条例の施行日(令和5年4月1日)に再生可能エネルギー発電事業を既に行っている事業について.....	2
5	事業者の責務について	2
6	手続の流れ.....	3
7	事前協議	4
8	地域住民等への説明.....	5
9	事業計画の届出	6
10	事業計画変更の届出	7
11	設置工事の届出	7
12	事業者等変更の届出	7
13	廃止の届出.....	8
14	維持管理の義務	8
15	保険等への加入	8
16	促進区域	8
17	抑制区域	9
18	報告、助言及び指導	9
19	勧告及び公表	9

1 条例の目的

この条例は、本市の地域を取り巻く環境(以下「地域環境」という。)と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進するために、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とします。

2 用語解説

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、再エネ特措法という)に規定する次の再生可能エネルギー発電設備をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備・風力発電設備・中小水力発電設備・バイオマス発電設備・地熱発電設備・その他再生可能エネルギー発電設備(大規模水力発電、潮汐発電、波力発電等)
再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー発電設備を利用して発電を行う事業をいいます。(条例の適用範囲については、「3 条例の適用範囲」を参考にしてください。)
事業者	再生可能エネルギー発電事業を行う者を指します。
事業区域	再生可能エネルギー発電事業を行うために利用する以下の区域を指します。 <ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー発電設備・排水施設・作業道路・変電設備・緩衝帯に係る土地・その他再生可能エネルギー発電設備に付属する施設等柵やその他の方法により事業を行う土地以外の土地と区別された区域
地域住民等	再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる次の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者・事業区域が含まれる地区の住民・事業によりこれらの者と同程度の影響を受ける者及び団体

3 条例の適用範囲

条例の対象となる再生可能エネルギー発電事業は以下の設備を利用して発電を行う事業を対象とします。

再生可能エネルギー発電設備の種類	条例の適用となる規模
太陽光発電設備	発電出力10kW以上 ※建築物に設置するものは対象外
風力発電設備 中小水力発電設備 バイオマス発電設備 その他の再生可能エネルギー発電設備	電気事業法で事業用電気工作物に該当する設備 ※小規模事業用電気工作物を含む (例:風力 0kW 以上、中小水力20kW 以上等)

※ 太陽光発電設備を用いた事業のうち、同じ事業とみなせるもの(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設)は発電出力を合算したところで条例の適用となります。

4 条例の施行日(令和5年4月1日)に再生可能エネルギー発電事業を既に行っている事業について

(1) 令和5年4月1日より前に再生可能エネルギー発電設備を設置している又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手している場合

<義務の対象外となる手続>

- ・事前協議
- ・地域住民等への説明
- ・事業計画の届出
- ・設置工事の届出

(2) 令和5年4月1日後、設置工事に着手予定日まで30日以内の場合

<義務の対象外となる手続>

- ・事前協議
- ・地域住民等への説明

5 事業者の責務について

(1) 事業者は、事業を実施するにあたり関係法令を遵守しなければなりません。

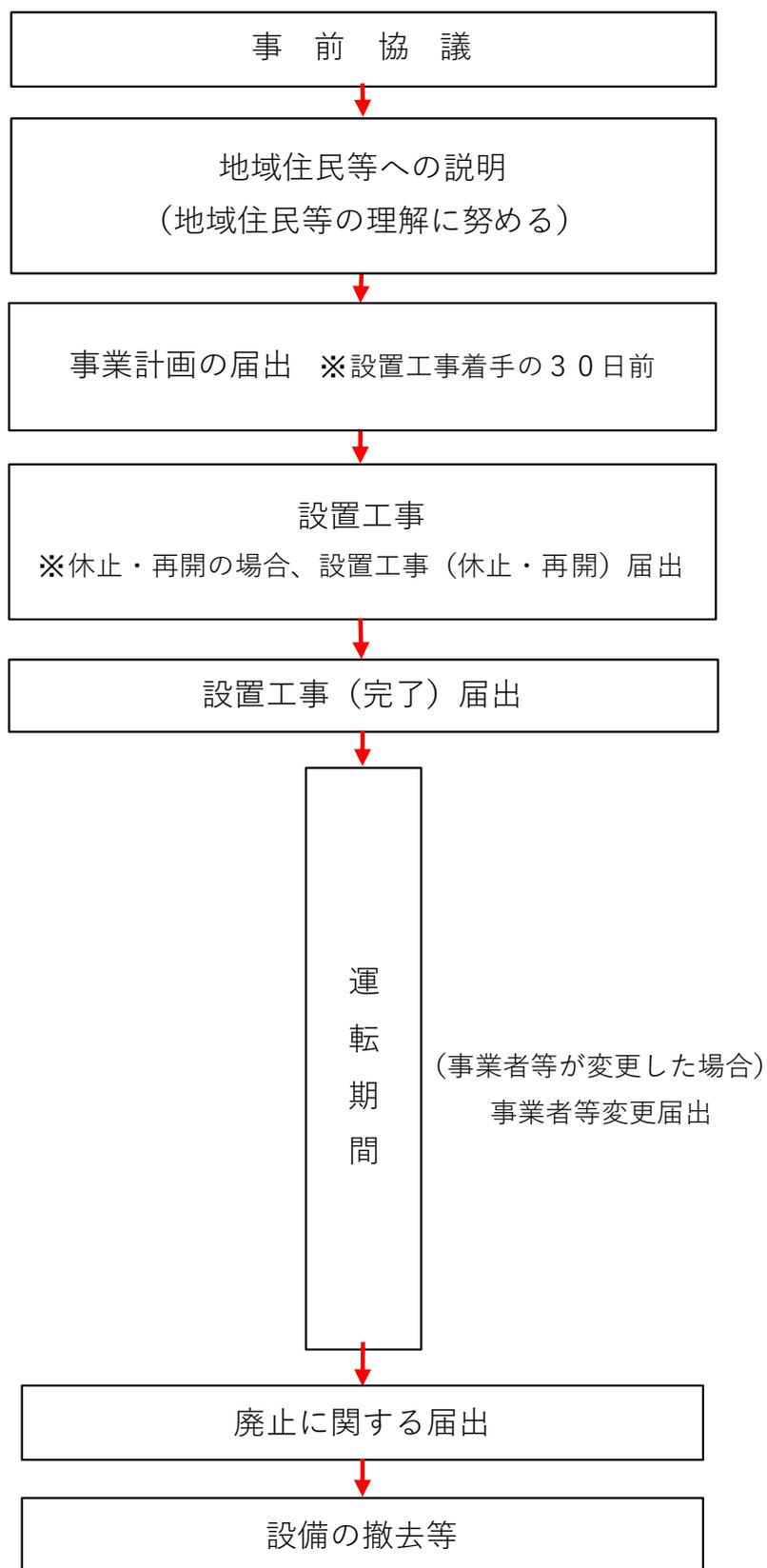
(2) 事業者は、市が行う再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るために必要な措置へ協力しなければなりません。

<協力する措置>

- ・この条例で定めた義務を果たすこと
- ・市の報告徴収に協力すること
- ・指導、助言及び勧告に従うこと

(3) 事業者は、地域住民等と良好な関係を構築するため、事業計画に関する説明や協議、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内の維持管理等を実施しなければなりません。

6 手続の流れ



7 事前協議

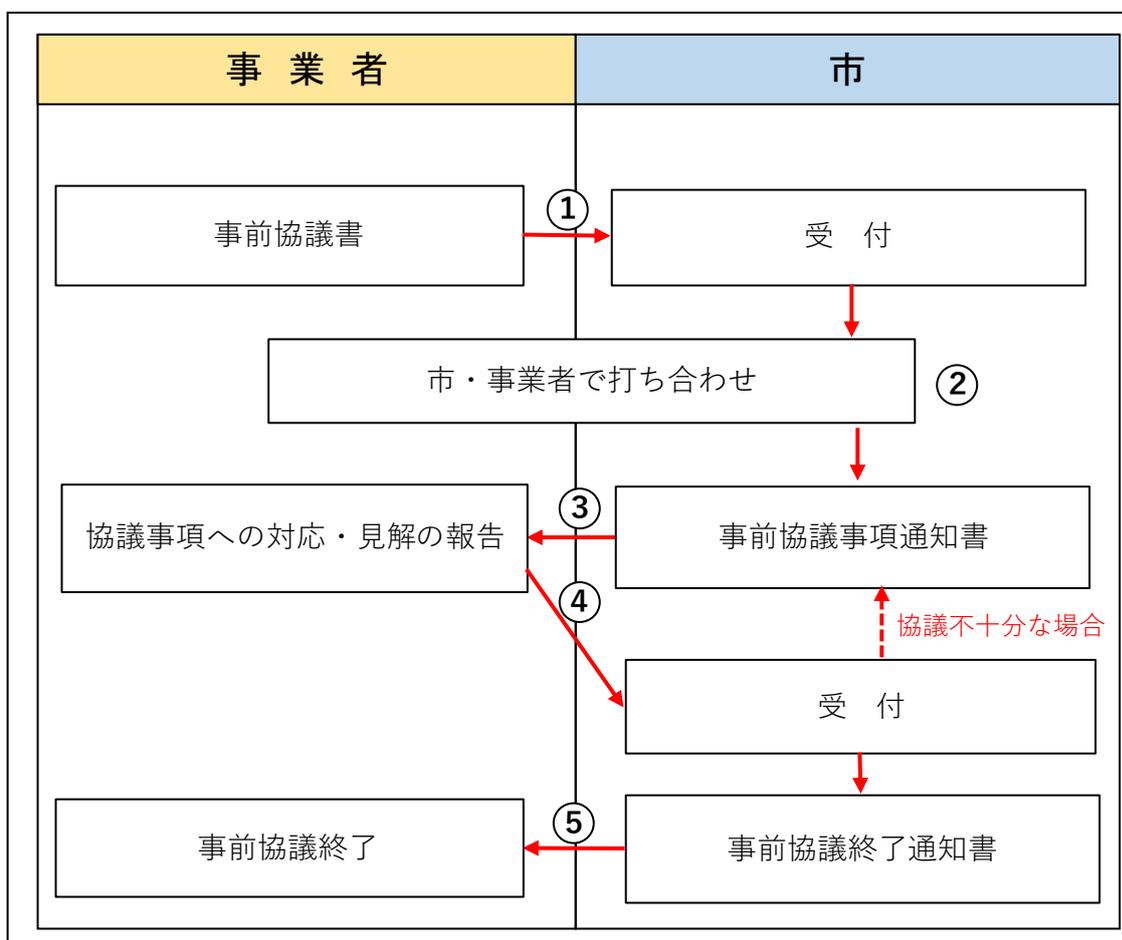
再生可能エネルギー発電事業の計画を定める場合には、市と事業者で事前協議を行う必要があります。

【協議の内容】

<協議内容>

- ・検討している再生可能エネルギー発電事業の概要
- ・該当する関係法令等の確認
- ・再生可能エネルギー発電事業の進め方（住民説明の範囲、届出）
- ・市から事業計画の作成に当たり、検討すべき事項や配慮すべき事項についての確認・助言※ 市から環境保全対策や地域住民等の理解を得るための対応をお願いします場合があります。

【協議の流れ】



① 事前協議書(様式第1号)の提出(事業者 → 市)

事業者は、事前協議書及び添付書類を市に提出します。

<提出書類>

- ・事前協議書(様式第1号)
- ・事業区域の位置図
- ・事業区域の現況写真
- ・概略平面図
- ・その他必要な書類

② 協議事項の確認・協議(市 ・ 事業者)

事業者と日程調整を行い、事業計画に関する事項の確認や条例で定める手続きの説明等の打ち合わせを行います。

③ 確認・協議事項の通知(市 → 事業者)

市は協議すべき事項について、事前協議事項通知書(様式第2号)を事業者へ通知します。

※協議する事項が無い場合省略可

④ 確認・協議事項への対応・見解報告(事業者 → 市)

事業者は、通知を受けた確認・協議事項を確認し、市の関係部署と必要な協議を行い、その対応・見解を書面により市に報告してください。

※協議が不十分であると認めるときには再度②を実施します。

⑤ 協議終了の通知(市 → 事業者)

市は、対応状況を確認し、事業者の確認・協議事項への対応が終了していると認めるときは、事業者へ事前協議終了通知書(様式第3号)を送付します。

※ 確認・協議事項への対応が不十分であると認めるときには再度(3)を実施します。

【法・条例に基づく環境影響評価を実施している場合】

環境影響評価を実施している事業計画においては、市と事業者で協議が発生する他、事業者に対し、県を通じて市の意見を提出できます。そのため、環境影響評価の手続きにおいて、本条例の事前協議の趣旨を十分踏まえた協議を行うことができている場合は、事前協議の手続を満たしていると考え、事業者から市に事前協議書を提出された後、市から事業者へ事前協議終了通知書を送ることとします。

8 地域住民等への説明

事前協議終了後、地域住民等との適切なコミュニケーションを図り、事業計画の内容について地域住民等の理解を得るために、地域住民等へ事業計画に関して説明を行ってください。

【説明実施の期間】

事前協議終了後～事業計画の届出前(設置工事着手30日前)までに実施してください。
※事業計画に変更がある場合も説明を実施。(設備の縮小等軽微な変更を除く)

【説明範囲、説明方法】

説明範囲、方法(個別説明・説明会)は、再生可能エネルギー発電設備の規模や事業区域の土地状況を踏まえ、市との事前協議や区長からの意見により決定します。

【説明の内容等】

事業計画に関して説明し、地域住民等と意見交換等を行い、住民の理解が得られるよう努めてください。

【市への報告】

事業計画の届出時に地域住民等説明実施報告書(様式第5号)を添付し、報告してください。

【他法令等で説明を義務付けられている場合】

環境影響評価の手続き等における説明を実施した場合は、この条例で定める説明を実施したこととみなしますが、本条例の趣旨を十分踏まえた説明をお願いします。

9 事業計画の届出

地域住民等への説明後、**設置工事着手の30日前**までに事業計画を届け出てください。
※設置工事には、土地の造成工事も含まれます。

【届出書類】

- (1) 事業計画届出書(様式第4号)
- (2) 位置図
- (3) 現況平面図
- (4) 計画平面図
- (5) 断面図
- (6) 事業区域の現況写真
- (7) 設置工事工程表
- (8) 地域住民等説明実施報告書(様式第5号)
- (9) 保守点検及び維持管理計画が分かる書類
- (10) 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況が分かる書類
- (11) FIT 等認定を受けた再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画及び認定に係る通知の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

10 事業計画変更の届出

届出を行った事業計画に変更(軽微な変更を除く)が生じた場合は、地域住民等へ計画変更に関する説明を行い、市へ変更内容を届け出てください。

【届出書類】

- (1) 事業計画変更届出書(様式第6号)
- (2) 変更内容が分かる書類

【変更届出を行う必要がない軽微な変更】

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置工事の着手予定日の90日以内の変更(当初の着手予定日後に変更するものに限る。)
- (2) 事業区域の面積を縮小する変更
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の出力を減少する変更
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

【再生可能エネルギー発電設備の増設について】

再生可能エネルギー発電設備の増設(事業区域内、隣接する区域)については、増設を行う規模や時期(1年後～20年後)が事業によって異なることが考えられるため、事業計画変更届出書の提出又は別途事業計画書の提出とするか状況に応じて判断します。

11 設置工事の届出

設置工事の休止・再開・完了後(着手時は不要)、速やかに市へ届け出てください。
※設置工事には、土地の造成工事も含まれます。

【届出書類】

- (1) 休止・再開の場合
 - ・設置工事(休止・再開)届出書(様式第7号)
 - ・(休止の場合)設置工事休止時点の事業区域の写真
 - ・(再開の場合)設置工事工程表
- (2) 完了の場合
 - ・設置工事完了届出書(様式第8号)
 - ・設置工事完了後の状況が分かる写真

12 事業者等変更の届出

相続、売買、合併、分割等により再生可能エネルギー発電事業を承継した事業者は、市へ届け出てください。

【届出書類】

・事業者等変更届出書(様式第9号)

13 廃止の届出

事業を廃止しようとする日の30日前までに市へ届け出を行ってください。

【届出書類】

・事業廃止届出書(様式第10号)

【事業の廃止に伴う措置】

事業を廃止する時は、次に掲げる措置を行ってください。

- (1)再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及び廃棄
- (2)事業区域であった土地に係る修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置

(1)の措置について

事業者は、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去し、撤去及び廃棄を行うとき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」及びその他関係法令に従い、適切な処理を行わなければなりません。

(2)の措置について

事業区域であった土地について、周辺環境の景観を乱さないよう整備を行ったり、土砂崩れ等発生しないよう整地等の対策を行う必要があります。

【廃止後の市への報告】

再生可能エネルギー発電事業の廃止が完了したときは、市へ報告をお願いします。

14 維持管理の義務

事業者は、再生可能エネルギー発電事業による事故等の予防のため、事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理を行わなければなりません。

15 保険等への加入

事業者は、再生可能エネルギー発電事業の事故等により第三者に損害を発生させた場合に備え、保険又は共済の加入に努めてください。

16 促進区域

市は、地域環境との調和が図られた再生可能エネルギー発電事業の促進のため指定した区域です。現時点で指定はありません。

17 抑制区域

市は、地域環境の保全のため、指定した区域です。現時点で指定はありません。

18 報告、助言及び指導

市は、この条例の施行に関し必要がある場合は、事業者に対し報告又は資料の提出を求めます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行います。

19 勧告及び公表

事業者が指導及び助言に従わない場合、市が勧告を行います。勧告に対して事業者が正当な理由なく従わない場合は、市が事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表します。

また、公表を行う際、再生可能エネルギー発電事業が再エネ特措法に基づく認定を受けている場合は併せて経済産業省へ不適切案件の報告を行います。